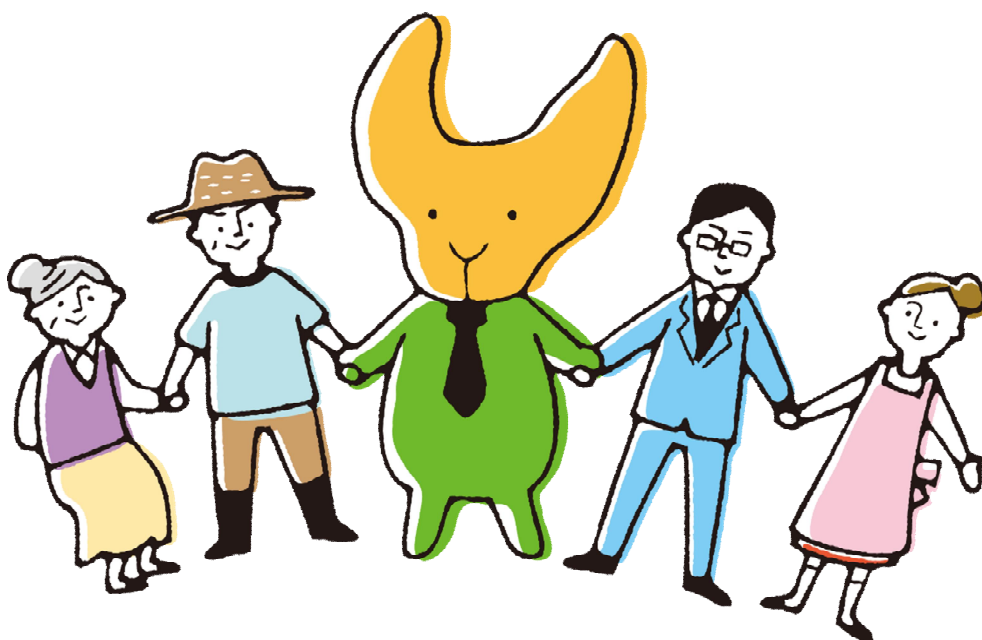


令和 8 年度採択由布市市民提案型連携協働事業

実施要領（兼 募集要綱）

～未来へチャレンジ！応援プロジェクト～



令和 7 年度に審査 → 令和 8 年度から事業実施

由布市役所 総合政策課

目 次

1	事業の趣旨.....	1
2	対象事業と例示事業、過去の採択事業.....	1
	例示事業・過去の採択事業.....	3
	事業の対象要件.....	5
	対象外となる事業.....	6
3	事業対象者（応募資格）	7
	応募資格対象外となる場合.....	7
4	対象経費.....	8
	対象とならない経費.....	9
5	補助対象期間.....	9
6	予算規模.....	9
7	審査会及び審査方法.....	10
	【1次・2次審査基準】	11
8	伴走型 事前相談～採択後の事業の進め方のイメージ.....	12
9	事前相談.....	13
	■事前相談（対面相談・メール相談）	13
	■事前相談申し込みの方法.....	13
10	提出書類.....	14
	■提出方法.....	15
11	その他.....	15
12	スケジュール（令和8年度採択事業）	16

由布市 市民提案型連携協働事業実施要領（兼 募集要綱）

1 事業の趣旨

由布市は住民自治基本条例を制定し、第二次総合計画においては、まちづくりの基本理念とし、「連携」と「協働」・「創造」と「循環」を掲げています。

この理念は、これまで取り組んできた個々の融和を礎に、市民間、地域間の効果的な連携体制を構築し、また、企業や団体等の様々な主体においては、その強みや得意分野を活かし協働の取組を推進していくことを指し、その連携と協働の動きの融合と推進により新しい価値を生み出し（創造）、持続的に発展（循環）させていくことを意味しています。

当事業は、この中でも、「連携」と「協働」に主眼を置き、市民、団体や企業等の様々な主体的活動が、市や関係団体と連携・協働し、新しい価値や持続性を生み出し、将来へ繋げられるように、『市民目線』の優れた公共公益的事業提案に対し補助金を交付し、由布市の目標である「地域自治を大切にした住み良さ日本一のまち」の実現に寄与することを目的としています。

2 対象事業と例示事業、過去の採択事業

事業趣旨に則り対象とする事業は、市民や団体、企業等の事業主体（以下、「市民活動団体等」という。）が事業の企画段階から、関係団体等と対等な立場で、また適切な役割分担によって主体的に実施する協働事業であることとします。

※なお、事業の分野の例としては、以下のようなものが考えられますが、例示した以外の事業の提案も提案可能です。

例示事業

【福祉分野】

- ・子ども・高齢者・障がい者など福祉的な援助を必要とする方々に対し、民間活力などを生かしてサポートする事業

【まちづくり分野】

- ・由布市への移住定住・市内の空き家利活用などを促進する事業
- ・由布市内の人口減少、高齢化、少子化問題に取り組む事業
- ・地域人材育成や、他地域のモデルとなるような地域を活性化する事業

【教育分野】

- ・不登校児童・生徒のサポート事業
- ・文化財の保存・継承・PR活動
- ・児童・生徒の企業の職業体験や講演会の実施

【商工観光課分野】

- ・異業種交流会など企業と企業をつなぐ取り組み
- ・オーバーツーリズム対策の取り組み

【その他の分野】

- ・地域猫活動の推進等動物愛護事業
- ・耕作放棄地対策
- ・行政窓口での外国人対応のための翻訳システムの導入

過去の採択事業

■令和5年度採択

湯平藝文會 YUNOHIRA ART SIGHT 2023-25

(ゆのひらアートサイト 2023-25)

湯平の地域活性化のために、常設アート展を手掛けてきた、地元在住の芸術家の方による提案事業。

湯平地域に、屋外・屋内アート作品の展示、ミニシアターの設置、イベント開催、市民の芸術作品の発表の場を設けるなど、湯平を由布市の文化芸術の拠点とすることで、市民、観光客、交流人口の増加を図り、被災を受けた湯平地域の復興にも寄与することを企図した事業。

■令和6年度採択

イオン挾間店 移動販売車の実走と無人販売店舗の出店

イオン挾間店は、2023年4月より、日々のお買い物に困っている地域への移動販売車による移動販売の取り組みを独自に開始したが、移動販売できる地域が限られているため、市民提案型連携協働事業の補助金を利用して、2台目の車両の実走を行うとともに、地域拠点への無人販売店舗の設置を行い、お買い物に困っている方々のお困りごとに、より対応したいという事業提案。

移動販売車や無人販売店舗の展開により、お買い物に困っている方々に、手に取ってお買い物ができる安心感とお買い物の楽しさを提供するとともに、地域コミュニティの憩いの場としても機能することを企図するもの。
※移動販売等で得られる利益は、事業内で循環させ、分配させないことを是前提としており、その点でP5に記載の営利を目的とする事業に当たらない。

■令和 7 年度採択

YUFU プロジェクト 「ユフノカタチ」創造プラン

子どもから高齢者まで障がいの有無に関係なく役割をもって社会に参加するプロジェクト

年齢や性別、障がいの有無を問わず、社会活動に参加することを推進するプロジェクト。

提案者を中心とした由布市内の異業種業者で連携を行い、福祉分野、教育分野、商工分野、環境分野、まちづくり分野など、多様な分野で、様々な人が参加できる活動（講演会、研修会、環境活動、特産品開発など）を行う。

それらの活動の様々な過程で、子ども、高齢者、障がい者など、様々な方々が関われるように活動を推進していく。

対象事業は総合計画を基本とし次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 営利を目的にしない公共公益的な事業又は市民が受益者となる事業で、
提案団体が主体的に実施できる事業（※注1）
- (2) 連携・協働に基づく事業実施により、地域社会の課題の解決につながる事業
（※注2）
- (3) 市民活動団体等と市や関連団体等との役割分担が明確・妥当でかつ相乗効果が期待できる事業

注1 営利とは、株式会社のように利益の分配をすることを指し、事業にあたって利益を上げてはいけないということではありません。後述の審査基準（P9-10）にもあります、補助金終了後の事業の継続性の観点からも、事業を行うにあたって、上げた利益を補助金交付期間中は分配せずに内部留保等を行うことで、補助金終了後の事業継続に備えることは有用です。

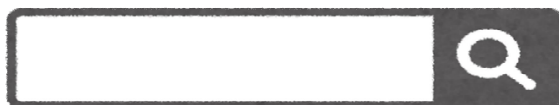
注2 連携協働事業の位置づけ（市のねらい）

- ①「あらたな価値や将来性」の創造 ②ふるさと納税活用による取組みPR

本事業は、新しい公共の形成に向けて、多様な主体による市民サービスを定着させるためのステップとして活用する狙いを持って取り組むものです。

これまで由布市が行ってきた取組み等を参考に自由な発想で提案を募集します

（参考）由布市総合計画及び取組み状況



（由布市 HP） <https://www.city.yufu.oita.jp/siseijouhou/dai2jisougoukeikaku>

総合計画
QRコード



対象外となる事業

- ・ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・ 政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
- ・ 施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業
- ・ 国、地方公共団体（本市含む）及びそれらの外郭団体から助成等を受けている事業
- ・ 本市の他の補助制度に該当する事業
- ・ 法・条例等に違反する事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 暴力団等の利益につながる恐れのある事業

3 事業対象者（応募資格）

事業の対象となる市民活動団体等（個人・団体・企業等）は、次の要件を満たす者としてします。

- （１） 市内に活動拠点を有すること。ただし、由布市と包括連携協定を締結している企業、大学等は、この限りではない（由布市民、由布市内の団体等との協働による応募であるとより望ましい）。
- （２） 市内で公益的な活動を行っており、又は今後継続的な活動を行うことにより地域力の向上につながるが見込めること。
- （３） 個人においては、満１８才以上の者とし事業の実施・継続ができること。１８才未満の者については、１８才以上の代理人（保護者等）を必要とし、代理人は事業の実施・継続ができること。
- （４） 団体・企業等においては定款・規約その他これに準ずるもの、役員名簿、活動、事業内容、会計に関する事項等が整備されていること。登記簿等で事務所の位置を確認できること。

※市内に支店・営業所等がある場合、支店名等での提出可
（定款等確認書類が必要。）

- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと

下記の場合は応募資格対象外

- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- ・ 由布市暴力団排除条例に規定する第２条に該当する団体

4 対象経費

市の補助金の対象となる経費は、次のとおりとする(事業に直接必要なものに限る)

区 分	経 費 の 例
人件費	事業実施に必要な給料手当、臨時雇い賃金等 (※注3)
謝金	講師やボランティア等への謝礼金
旅費	事業の実施に直接必要な交通費
消耗品費	事務用品等購入費(単価5万円未満のもの) チラシ・配布資料の用紙代や一般的な消耗品費
通信運搬費	広報用チラシ、事業用資料の郵送料、切手代等
印刷製本費	チラシ、パンフレット、資料等のコピー代、印刷代等
使用料・ 賃借料	イベントや講演会等での会場使用料、事業を実施するための、 施設・備品借上げ料、リース代、レンタル代
備品購入費	備品が必要な場合は関しては、リースやレンタルが可能な場合は、 原則上段のリースやレンタルで対応すること。 事業の目的達成のため購入の必要性が高い場合、購入を可とする。 総事業費に占める備品購入費の割合の上限は定めないが、事業目的 達成のための事業全体の経費のバランスが適切なものかどうかは審 査の対象となる。また、本事業で購入した備品を事業目的外で使用 することや転売することは禁じる。
委託料	申請団体のみでは事業実施が困難な業務の委託 ※市内企業との連携が好ましいが、市外企業でも可
保険料	イベント等を行う場合の来場者保険、会員などが加入する損保保険
修繕改修費	事業を実施するために必要な施設の修繕・部分的な改修費 ※事業目的が修繕・改修自体である場合は不可
雑費	上記項目以外の雑経費

※注3 人件費の時給単価については、大分労働局が発表する最新の賃金基準等を参考とし、社会通念上著しく逸脱することの無い範囲であること。また、不適切に賃金額を上げることにより、実質利益の分配とならないようにすること。

※注4 対象外経費は、次ページを参照

対象とならない経費

区 分	対象外経費の例示
申請者の資産取得となる経費	土地取得、建築物等の新設・増設など
団体の経常的な活動経費	事業に直接関係しない人件費、謝礼、通信費など

5 補助対象期間

公募及び選考を実施し、翌年度から概ね3年以内（但し事業内容によって3年を超える延長・3年未満の短縮も可）（※注5・注6）

注5 補助対象期間は、審査年度の翌年度から概ね3年以内ですが、事業採択の審査基準として、「継続性」の項目があることから（本要領 P9 参照）、当該審査基準の継続性の要件を満たす計画であるかどうかを計画書上明らかにすること。

注6 補助対象期間終了後における同事業の再応募は可能。但し、事業効果が向上する取組みとすること（他の事業と同様に選考を実施します。）。

6 予算規模

ふるさと納税による「みらいふるさと基金」を原資とし、1事業上限1,000万円/3ヵ年程度。1ヵ年度あたりの補助限度額は設けず、事業計画に応じて配分する。

交付金配分イメージ 例) 令和8年度採択事業

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
事業計画	1,000 千円	3,000 千円	6,000 千円	10,000 千円
補助金配分	1,000 千円	3,000 千円	6,000 千円	10,000 千円

※毎年度当初に申請書の提出。毎年度末に実績に伴う精算を行う。

7 審査会及び審査方法

事業審査あたっては、市長、有識者及び市職員で行う。

■第1次審査（市内部・書類審査）（事務局）総合政策課

◇審査会：副市長、市課長級職員等

◇審査内容：提案事業が、総合計画に沿った提案であるか、また市が行う各事業の方針に沿った内容であるか、また実施要領に沿ったものであるか（審査基準、提案団体の要件審査及び収支計画の内容等）

◇審査結果：第2次審査を行う提案を数件選定。

※申請件数が多数に上った場合、他の提案と比べ審査基準に適合しない場合など、必要に応じて、事務局による0次審査を行い、一定数を第1次審査へ附すことがあります。

■第2次審査（プレゼンテーション審査）（事務局）総合政策課

◇審査体制

審査委員長：市長

審査委員：総合計画審議会委員、学識経験者等

特別審査委員：市内中学校、由布高等学校の生徒会等から数名（予定）

◇審査・審査方法

第1次審査を通過した提案者による、プレゼンテーションを実施。1次審査の結果は持ち越ししない。審査員の意向を聴き観覧希望者による観覧の可否を判断。

審査会で、審査基準をどれだけ充足しているか、補助金を交付する事業として、よりふさわしい事業はどれかという観点で審査を行なう。（※注7）

注7 審査結果によっては、提案事業全てが不採択となる場合があります。

◇審査結果：採択提案者を市HPにて公開

【1次・2次審査基準】

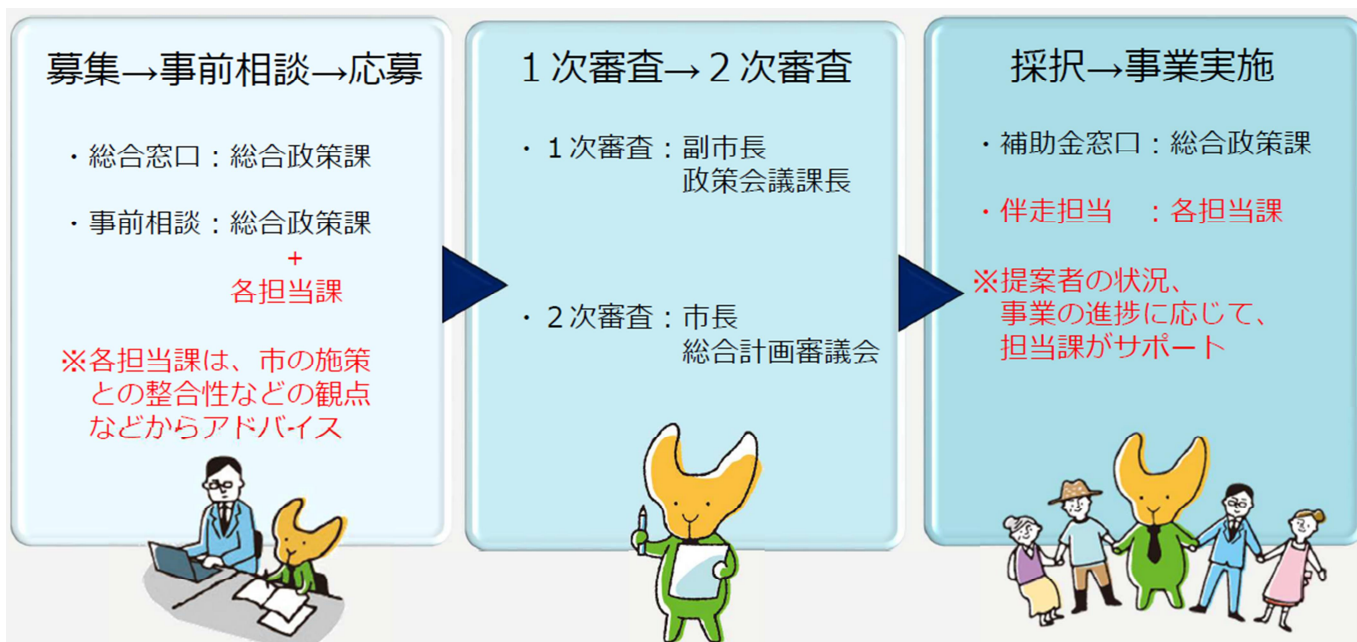
審査項目	審査の視点
①公共性	1 事業効果が特定の団体・地域等だけでなく、市内の広範囲の市民・地域（三町域）に及ぶ事業であるか 2 市総合計画の「連携」・「協働」、「創造」・「循環」を実現する事業であるか 3 由布市や社会の情勢等に照らし、必要性が高い課題を解決するなど、事業内容に公共公益性があること。 4 事業の達成にあたって予算規模・予算の内容・会計処理に妥当性があるか
②実現可能性・主体性	1 事業内容、スケジュール・計画、実施方法・体制、予算等を鑑みた場合に、実現可能性があるか 2 事業実施上、事業者が主体的に事業を行うものであるか。市担当課等のサポートが必要な場合、サポート内容が、事業者の主体性を逸脱しない通常可能な範囲であるかどうか。
③先駆・独自性	1 過去同様の取組みがされていない新しい発想の事業、又は過去行われた取り組みを発展させ、より効果的に行う事業であるか 2 当該事業について事業提案者が実施することで、より優位な効果が得られる事業であるか
④継続性	継続性については、下記のいずれかに当てはまる事業であることを要する。 1 補助事業期間終了後も、事業を継続できるような計画になっているか。 2 事業自体が事業期間で終了した場合であっても、実証結果、後進の模範となるような事業モデル、制作物などのレガシー（遺産）が遺される計画であるか。 3 事業期間中の活動で得られる効果自体により、事業の目的が達成される計画であるか。

⑤効果性	1 事業実施により、公共的な課題解決あるいは市民サービス（利便性向上、公共的福祉増進等）の向上、市の活性化等の効果が期待できるか。また市の施策や関連団体の取り組みとの相乗効果、波及効果が期待できるか。 2 要綱に定める予算規模の上限（1, 0 0 0万円）に応じた事業を行い、相応の効果が期待できるものであるか。 3 財源が「ふるさと納税」であることを理解し、由布市へのふるさと納税の拡大のため、周知効果がある事業であるか
------	--

8 伴走型 事前相談～採択後の事業の進め方のイメージ

事前相談の段階から、総合政策課だけでなく、提案に関係のある関係課・担当課の職員も可能な限りで協議に参加します。

採択され、事業実施段階においては、提案者の事業実施の主体性を保たれることを前提に、関係課・担当課が事業の実施をサポートします。



9 事前相談

■ 事前相談（対面相談・メール相談）

事前相談期間：令和7年6月30日(月)～9月12日(金)まで

※今回より別途の説明会は行わず、事前相談にて説明相談を行います。

※対面相談、メールの返信は、原則平日の市役所開庁時間となります。
やむを得ず時間外の対応の場合は、総合政策課職員のみ対応となります。

※対面相談の場所は、原則、由布市役所庄内本庁舎となります。

※対面相談の日程の調整が難しい場合は、電話等での相談でのとなる場合もあります。

■ 事前相談申し込みの方法

対面相談・メール相談ともに下記事前相談申し込みフォームをご利用ください。

※フォームでの相談が難しい場合は、市総合政策課までお電話ください。

※対面相談については、担当者のスケジュールにより、ご希望の日程に
添えないことがありますので、予めご了承ください。

※メール相談は、担当者の仕事の状況により、すぐに返信できない場合があります。
3開庁日（平日）のうちに返信が無い場合は、
下記の総合政策課までお電話ください。

由布市役所総合政策課 電話：097-582-1111（1242）

◇事前相談申し込みフォーム

<https://logoform.jp/form/cUDX/1085682>

事前相談申込
QRコード



10 提出書類

◇要データ提出 ・様式 1-6 はワード

・様式 7 は PDF（データ提出が難しい場合は紙ベースで可）

・下記 2) ～3) はワード、パワーポイント又は PDF

・下記 4) ～6) は PDF

（データ提出が難しい場合は紙ベースで可）

※提出の形式が難しい場合は、市役所までご相談ください。

※様式 1～様式 6 について、初期設定の枠に収まりきらない場合は、適宜ページを追加してください。

【共通書類】

- 1) 市民提案型連携協働事業提案書（様式 1～様式 7）
- 2) 提案事業の概要 （任意様式 5 ページ前後 パワーポイント推奨）
- 3) 提案事業に関連するこれまでの活動実績を確認することができる資料
(任意様式)

【団体・企業の場合必要な書類】

- 4) 団体・企業の概要が分かる書類（任意様式）
- 5) 団体・企業の規約 （任意様式）
- 6) 団体・企業の役員の氏名、住所及び役職名が記載された書類 （任意様式）

■ 提出方法

提案書類提出〆切：令和7年9月12日(金) 17:00必着

- ①提出書類全てデータ提出可能な場合は、メールで提出（ファイル便等可）
- ②提出書類がデータと紙ベース混在の場合は、データはメールで提出の上、紙ベース書類は、由布市総合政策課窓口まで持参。
- ③提案書の送付先メールアドレス

seisaku@city.yufu.lg.jp

※メール提出の場合は、メールの標題を必ず

『市民提案型連携協働事業提案書』としてください。

※このアドレスはメール相談には使用しないでください。

※メール確認後、担当より受付の返信をします。

受付の返信が無い場合は、市役所総合政策課までご連絡ください。

由布市総合政策課 電話：097-582-1111（1242）

11 その他

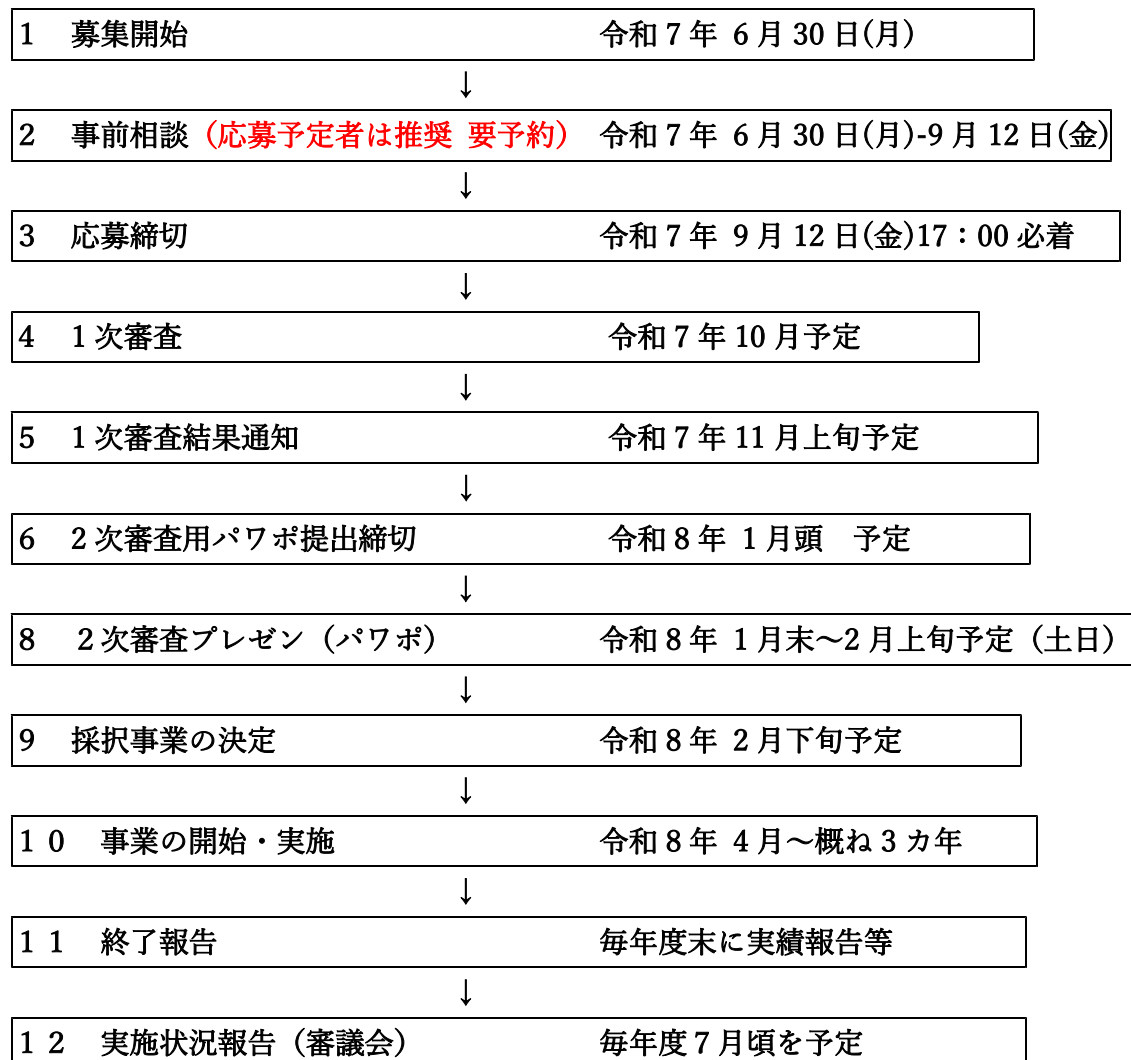
この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

由布市補助金等の交付に関する規則（平成24年規則第12号）を準用する。

附 則

この要領は、令和7年6月30から施行する。

12 スケジュール（令和 8 年度採択事業）



※内部、外部評価等その後の事業展開に活かす

（1 年目→2 年目、 1 年目・2 年目→今後の事業展開へ）

(様式 1)

市民提案型連携協働事業提案書

由布市長 様

所在地

名称

代表者氏名 _____

市民提案型連携協働事業実施要領に則り、次のとおり令和 年度連携協働事業の提案をします。

提案事業の名称	
提案事業の分類 該当するものに○	福祉 ・ まちづくり ・ 教育 ・ 商工観光 その他（ ）
提案者の業種等	
提案者の規模 ※従業員数・会員数・ 年商売上等 ※記入可能な範囲で	

連絡先（日常的に連絡の取れる方を記入してください）

住所			
氏名			
電話		F A X	
携帯電話		E - m a i l	

(様式1 別紙)

提案書及び添付書類チェック表

申請者 名称・代表者氏名 ()

(共通提出物)

- ☐様式1 市民提案型連携協働事業提案書
- ☐様式2 提案事業概要書
- ☐様式3 提案事業・由布市総合計画整合表
- ☐様式4 提案事業企画書(1年目～事業終了年度まで)
- ☐様式4 提案事業予算書(1年目～事業終了年度まで)
- ☐様式5 提案事業審査基準適合自己審査表
- ☐様式6 ふるさと納税PR対策案提案書
- ☐様式7 誓約書

- ☐提案事業の概要 (任意様式 5ページ前後 パワーポイント推奨)
- ☐提案事業に関連するこれまでの活動実績を確認することができる資料
(任意様式)

(提案者が団体・企業の場合必要な提出物)

- ☐団体・企業の概要が分かる書類(任意様式)
- ☐団体・企業の規約
- ☐団体・企業の役員の氏名、住所及び役職名が記載された書類

(様式2)

提案事業概要書

1. 提案事業実施の目的や事業実施により解決したい課題について記述してください。

2. 事業実施の目的達成や課題解決をするため、どのような事業に取り組めますか？

3. 提案者が主体的に事業に取り組む中で、市や関係団体とどのように連携・協働を行い取り組みますか？（提案者と関係団体との役割分担等）

また、連携・協働することでどのような相乗効果がうまれると考えていますか？

※連携：市民、団体、企業、行政間で、また地域間で相互に連携することを指す

※協働：立場の異なる市民、団体、企業、行政が共通の課題解決を目的に協力することを指す

4. 提案する事業は、市民・企業活動としてどのような特徴・特性がありますか？

また、提案者のこれまでの、経歴や実績等の中で、事業の取り組みに活かせる点や自己PRできる点を記載してください。

(様式3)

提案事業・由布市総合計画整合表

下記の表は、由布市の総合計画の施策表です。

提案事業がどの施策に当てはまるか、当てはまる施策に○をつけて下さい。

※複数選択可です。

①みんなで進める！持続可能なまちづくり	
	市民とともにつくる「まちの未来」
	持続可能で質の高い行政サービス供給の基盤形成
	安心して暮らせる地域社会の創造
②一人ひとりの力を活かせるまちづくり	
	誰もが輝ける福祉社会の実現
	いきいきと健康づくりに取り組む地域社会の実現
	安心して受けられる医療・保険の実現
③人や文化を育むまちづくり	
	生きがいに満ちた生涯学習社会の形成
	生きる力を育む学校教育の推進
	誇りを持てる地域文化の創造
	人権を尊重する社会の形成
	安心して笑顔で子育てできる地域社会の創造
④経済の循環から地域が潤うまちづくり	
	地域に根差した持続可能な農林畜産業
	地域のにぎわいを生み出す商工・観光業
	由布市で住み働くことの魅力向上
⑤豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくり	
	豊かな自然環境の実現
	質の高い生活環境の実現
⑥地域を知り、表現するまちづくり	
	多様な交流と情報発信の促進

(様式 4 - 1 年目-企画書)

提案事業企画書
(1 年目)

実施年度	令和 年度
団体名	
事業名	
提案事業の 1 年目の概要	
提案事業の 1 年目の目標 (目標値等)	

1 年目の 事業実施体制	
1 年目の 事業 スケジュール	
備考	

(様式4-1年目-予算書)

提案事業収支予算書
(1年目)

※予算内容はできるだけ詳細に記載してください。

団体名	
提案事業名	

(收入)

区分	見積額(単位:千円)	内訳(積算根拠)
1年目市補助金		
合計		

(支出)

区分	見積額(単位：千円)	内訳（積算根拠）
事業費総額		

(様式 4 - 2 年目-企画書)

提案事業企画書
(2 年目)

実施年度	令和 年度
団体名	
事業名	
提案事業の 2 年目の概要	
提案事業の 2 年目の目標 (目標値等)	

2年目の 事業実施体制	
2年目の 事業 スケジュール	
備考	

(様式4-2年目-予算書)

提案事業収支予算書
(2年目)

※予算内容はできるだけ詳細に記載してください。

団体名	
提案事業名	

(収入)

区分	見積額(単位:千円)	内訳(積算根拠)
2年目市補助金		
合計		

(支出)

区分	見積額(単位：千円)	内訳（積算根拠）
事業費総額		

(様式 4 - 3 年目-企画書)

提案事業企画書
(3 年目)

実施年度	令和 年度
団体名	
事業名	
提案事業の 3 年目の概要	
提案事業の 3 年目の目標 (目標値等)	

3年目の 事業実施体制	
3年目の 事業 スケジュール	
備考	

(様式 4 - 3 年目-予算書)

提案事業収支予算書
(3 年目)

※予算内容はできるだけ詳細に記載してください。

団体名	
提案事業名	

(収入)

区分	見積額(単位:千円)	内訳(積算根拠)
3年目市補助金		
合計		

(支出)

区分	見積額(単位:千円)	内訳(積算根拠)
事業費総額		

※ 4 年目以降の計画がある場合は、4 年目以降も必要

(様式5)

提案事業審査基準適合自己審査表

提案事業が、実施要領記載の審査基準にどのように適合しているか、提案者として記述してください。

①公共性について

②実現可能性・主体性について

③先駆・独自性

--

④継続性

--

⑤効果性

--

(様式 6)

ふるさと納税 PR 対策提案書

市民提案型連携協働事業補助金の財源は、全国の皆さまから頂いたふるさと納税寄附金です。ふるさと納税は、その使い道も多く注目を集めています。

提案頂いた事業のどのような点がふるさと納税の使い道としてふさわしいと思うか、また提案事業として、ふるさと納税を頂いた皆さま、由布市へふるさと納税を検討している皆さまへ、事業実施を通してどのように由布市を P R できるか記載してください。

①提案事業のどのようなところが、ふるさと納税の使い道としてふさわしいとおもいますか？

②提案事業が採択された場合、事業実施を通してどのようなかたち、方法で由布市のふるさと納税の P R ができるか記載してください。

(様式 7)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

また、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

なお、照会で確認された情報は、今後、私が由布市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

由 布 市 長 様

法人又は団体名

住所

（ふりがな）

代表者氏名

（自筆）

生年月日 年 月 日（男・女）

連絡先

※ 市では、由布市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。